

京都市里道管理条例（平成16年10月20日京都市条例第16号）（建設局管理部監理検査課）

里道（道路法の適用を受けない一般交通の用に供する道で、市長がその路線を指定したものをいいます。以下同じ。）の安全かつ円滑な交通を確保するため、里道の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 里道の路線の指定等の告示等（第4条関係）

市長は、里道の路線の指定等をしたときは、その路線名、起点、終点その他市長が定める事項の告示等をしなければならないこととします。

2 里道の区域の決定（第5条関係）

市長は、1による告示をしたときは、里道の区域にしようとする土地についてその管理に必要な権原を取得したうえ、里道の区域を決定するとともに、里道の区域の告示等をしなければならないこととします。

3 市長以外の者が施行する工事等の承認（第10条関係）

市長以外の者は、里道に関する工事（里道の新設、改築又は修繕に関する工事をいいます。以下同じ。）又は里道の維持を行おうとするときは、原則として、市長の承認を受けなければならないこととします。

4 里道の使用に関する制限

(1) 行為の禁止（第11条関係）

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならないこととします。

ア 里道を損傷し、又は汚損すること。

イ 里道に土石、竹木その他これらに類するものをたい積すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、里道の現状に変更を及ぼすおそれのある行為又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為

(2) 占用の許可（第12条関係）

里道に次のいずれかに該当する工作物、物件又は施設を設置し、継続して里道を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬこととします。

ア 電柱、電線、街灯その他これらに類する工作物

イ ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件

ウ ア及びイに掲げるもののほか、里道を損傷し、又は安全かつ円滑な交通の確保に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で市長が定めるもの

(3) 通行の禁止又は制限（第13条関係）

市長は、次のいずれかに該当するときは、里道の損傷又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、里道の通行を禁止し、又は制限することができます。

ア 里道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。

イ 里道に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。

(4) 許可の基準（第14条関係）

市長は、(2)の許可の申請に係る行為が次のいずれにも適合していると認めるときは、許可をしなければならぬこととします。

ア 安全かつ円滑な交通を確保することができること。

イ 里道の区域外に余地がないためやむを得ず行われるものであること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、工作物、物件又は施設の構造及び工作物、物件又は施設を設置することができる場所に関する基準その他の里道の占用に関し市長が告示で定める基準に適合すること。

エ その他公益を害するおそれがないこと。

(5) 占用料（第15条関係）

(2)の許可を受けた者（以下「占有者」といいます。）は、占用料を納入しなければならないこととします。

(6) 占用料の減免（第19条関係）

市長は、地方財政法第6条に規定する公営企業に係る工作物、物件又は施設、
公職選挙法による選挙運動のために占用する立札、看板その他の物件等による
里道の占用については、占用料を減額し、又は免除することができます。

(7) 延滞金（第21条関係）

市長は、占用料を納期限までに納入しない者に対し、督促をしたときは、延
滞金を徴収することができます。

(8) 原状回復義務等（第24条関係）

ア 占用者は、里道の占用を終了したときは、速やかにその旨を市長に届け出
るとともに、原則として、里道を原状に回復しなければならないこととしま
す。

イ 占用者は、里道の占用の期間が満了したとき、又は5による許可の取消し
の処分を受けたときは、原則として、里道を原状に回復しなければなら
うこととします。

5 監督処分（第29条関係）

(1) 市長は、この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者等に対し、承認
又は許可の取消し等をし、又は違反を是正するために必要な措置を命じること
ができます。

(2) 市長は、里道に関する工事のためやむを得ない必要があるとき等は、この条
例の規定による承認又は許可を受けた者に対し、(1)の命令をすることができま
す。

6 罰則（第35条関係）

市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、過料を
科することができます。

7 その他

2及び4(2)に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第16号

京都市里道管理条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 里道の管理

　　第1節 通則（第4条～第6条）

　　第2節 里道に関する工事等（第7条～第10条）

　　第3節 里道の使用に関する制限（第11条～第24条）

第3章 里道に関する費用（第25条～第28条）

第4章 雜則（第29条～第34条）

第5章 罰則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、里道の管理に関し必要な事項を定めることにより、安全かつ円滑

な里道の交通を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「里道」とは、道路法の適用を受けない一般交通の用に供す

る道で、市長がその路線を指定したものをいい、橋、トンネル等里道と一体となって

その効用を全うする施設又は工作物及び里道の附属物（安全かつ円滑な里道の交通の

確保その他里道の管理上必要な里道上の施設又は工作物で、さく、駒止、市長が設置こまどめ

する街灯その他別に定めるものをいう。) を含むものとする。

(私権の制限)

第3条 里道を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

第2章 里道の管理

第1節 通則

(路線の指定等の告示等)

第4条 市長は、第2条の規定により里道の路線を指定したときは、その路線名、起点、終点その他別に定める事項を告示し、当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。里道の路線名、起点若しくは終点若しくは当該経路を変更し、又は里道を廃止したときも、同様とする。

(里道の区域の決定)

第5条 市長は、前条の規定による告示をしたときは、里道の区域にしようとする土地についてその管理に必要な権原を取得したうえ、里道の区域を決定するとともに、別に定めるところにより、里道の区域を告示し、かつ、里道の区域を表示する図面を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。里道の区域を変更したときも、同様とする。

(里道台帳)

第6条 市長は、その管理する里道の台帳（以下「里道台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 里道台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 何人も、市長に対し、里道台帳の閲覧を請求することができる。

第2節 里道に関する工事等

(兼用工作物の工事等の協議)

第7条 里道と堤防、護岸、道路法第2条第1項に規定する道路その他公共の用に供する工作物又は施設（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねるときは、市長及び他の工作物の管理者は、協議して別にその管理の方法を定め、当該里道の里道に関する工事（里道の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）若しくは維持又は他の工作物の工事若しくは維持を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が里道に関する工事又は里道の維持を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による協議が成立したときは、他の工作物の管理者は、当該協議に係る里道の里道に関する工事若しくは維持又は他の工作物の工事若しくは維持については、第12条第1項又は第4項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けることを要しない。

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第8条 市長は、里道と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該里道の里道に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認めるときは、前条第1項の規定による協議が成立した場合を除き、他の工作物の管理者に対し、当該里道に関する工事の施行又は当該里道の維持を命じることができる。

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第9条 市長は、里道に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は里道を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは里道の補強、拡幅その他里道の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要となった里道に

関する工事又は里道の維持を、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に命じることができる。

(市長以外の者が施行する工事等の承認)

第10条 市長以外の者は、前3条の規定による場合のほか、里道に関する工事又は里道の維持を行おうとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。ただし、里道の損傷を防止するための砂利、土砂等の局部的な補充、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な里道の維持については、この限りでない。

2 市長は、里道の管理上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定による承認に条件を付することができる。

第3節 里道の使用に関する制限

(行為の禁止)

第11条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 里道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 里道に土石、竹木その他これらに類するものをたい積すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、里道の現状に変更を及ぼすおそれのある行為又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為

(占用の許可)

第12条 里道に次の各号のいずれかに該当する工作物、物件又は施設を設置し、継続して里道を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、街灯その他これらに類する工作物
- (2) ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、里道を損傷し、又は安全かつ円滑な交通の確保に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で別に定めるもの

2 前項の規定による許可の有効期間は、工作物、物件及び施設の種類に応じ、10年を超えない範囲内において別に定める。

3 第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（団体にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 里道の占用（里道に第1項各号のいずれかに該当する工作物、物件又は施設を設置し、継続して里道を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- (3) 里道の占用の期間
- (4) 里道の占用の場所
- (5) 工作物、物件又は施設の構造
- (6) 工事の実施方法
- (7) 工事の時期
- (8) 里道の復旧方法

4 第1項の規定による許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、前項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

5 前項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

6 占用者は、第3項第1号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

7 第10条第2項の規定は、第1項又は第4項の規定による許可をする場合について準用する。

（通行の禁止又は制限）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、里道の損傷又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、里道の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 里道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。

(2) 里道に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。

(許可の基準)

第14条 市長は、第12条第3項又は第5項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第1項又は第4項の規定による許可をしなければならない。

(1) 安全かつ円滑な交通を確保できること。

(2) 里道の区域外に余地がないためやむを得ず行われるものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、工作物、物件又は施設の構造及び工作物、物件又は施設を設置することができる場所に関する基準その他の里道の占用に関し市長が告示で定める基準に適合すること。

(4) その他公益を害するおそれがないこと。

(占用料)

第15条 占用者は、別表に掲げる占用料を納入しなければならない。

(占用料の算定方法)

第16条 占用料の額は、次に定めるところにより算定する。

(1) 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により占用料を計算する。

(2) 前号の規定にかかわらず、占用の期間が10日を超える30日以下であるときは1月分に相当する額とし、占用の期間が10日以下であるときは1月分に相当する額の2分の1に相当する額とする。

(3) 占用料の額がメートルを単位として定められている場合において、里道を占用す

る部分の延長が 1 メートル未満であるとき、又はこの延長に 1 メートル未満の端数があるときは、当該延長又は当該端数は、1 メートルとみなして占用料を計算する。占用料の額が平方メートルを単位として定められている場合においても、同様とする。

(4) 前 3 号の規定により計算して得た占用料の額が 100 円未満であるときは、100 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 30 日を超え、かつ、2 以上の会計年度（以下「年度」という。）にわたる場合の占用料の額は、それぞれの年度における占用の期間について同項の規定により計算して得た額の合計額とする。

（占用料の納入時期）

第 17 条 占用料は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定による許可の際に納入しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降に係る占用料は、毎年度、当該年度分を 6 月 30 日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、占用者は、年度の占用料を、当該年度内に限り、4 回以内の回数に分割して納入することができる。

（占用料の還付）

第 18 条 既納の占用料は還付しない。ただし、市長は、第 29 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消したときは、その翌月分以後の占用料を還付することがある。

（占用料の減免）

第 19 条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設による里道の占用については、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 地方財政法第 6 条に規定する公営企業に係るもの

(2) 公職選挙法による選挙運動のために占用する立札、看板その他の物件

- (3) 街灯及び里道の上空その他の場所に設置される公共の用に供する通路
 - (4) 雨水及び汚水を排水施設に排出するために埋設する排水管
 - (5) 農業用用排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要と認められる施設
 - (6) ガス、水道及び下水道を、これらの利用者が所有し、管理し、又は占有する建築物その他の工作物に引き込むために里道の地下に埋設されるガス管、水管及び下水道管
 - (7) 里道に出入りするために必要と認められる路端又はのり敷に設置する通路
 - (8) その他市長が公益上又は管理上特別の理由があると認めるもの
- (占用料の督促)

第20条 市長は、占用料を納期限までに納入しない者に対し、督促状によって納入すべき期限を指定して督促することができる。

(延滞金)

第21条 市長は、前条の規定により督促をしたときは、占用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第22条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、当該許可に基づく権利を承継し、又は当該許可に係る工作物、物件若しくは施設を承

継する法人に限る。) は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の譲渡等の制限)

第23条 第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めることは、この限りでない。

(原状回復義務等)

第24条 占用者は、里道の占用を終了したときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、里道を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占用者は、市長が不適当と認めるときは、里道を原状に回復することを要しない。

3 占用者は、里道の占用の期間が満了したとき、又は第29条の規定により占用の許可の取消しの処分を受けたときは、里道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することを不適当と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、占用者に対し、前3項の規定による原状の回復又は原状に回復することを不適当と認めるときの措置について、必要な指示をすることができる。

第3章 里道に関する費用

(兼用工作物の費用)

第25条 里道と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合における当該里道の管理に要する費用の負担については、市長と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(他の工作物の管理者が施行する里道に関する工事に要する費用)

第26条 第8条の規定により市長が他の工作物の管理者に施行を命じた里道に関する工事に要する費用は、市長が負担しなければならない。ただし、当該他の工作物の管理者が当該里道に関する工事により利益を受けたときは、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担金)

第27条 市長は、他の工事又は他の行為により必要を生じた里道に関する工事又は里道の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(市長以外の者が施行する工事等に要する費用)

第28条 第10条第1項の規定により市長以外の者が施行する里道に関する工事又は里道の維持に要する費用は、当該里道に関する工事又は里道の維持を行う者が負担しなければならない。

第4章 雜則

(監督処分)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした承認若しくは許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件により生じるべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは里道を原状に回復することを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による承認又は許可に付された条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による承認又は許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による承認又は許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 里道に関する工事のためやむを得ない必要があるとき。
- (2) 里道を損傷し、又は安全かつ円滑な交通の確保に著しい支障を生じこととなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、里道の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第30条 市長は、前条第2項第2号又は第3号の規定に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対し、通常生じるべき損失を補償しなければならない。

2 市長は、前条第2項第3号の規定に該当することにより同項の規定による処分をしたときは、前項の規定による補償金額を同項に規定する必要を生じさせた者に負担させることができる。

(報告又は資料の提出)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による承認又は許可を受けた者に対し、里道の管理上必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占用者の占用に係る場所に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、当該場所に至るため他人の土地を通行する必要があるときは、市長は、当該職員に対し、当該他人の土地を通行させることができる。

2 前項の規定により他人の土地への立入り、立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調査、工事等のための土地の立入り)

第33条 市長は、第2条の規定による里道の路線の指定及び第5条の規定による区域の決定に関する測量若しくは調査又は里道に関する工事、里道の維持その他里道の管理を行うためやむを得ない必要があるときは、市長が指定する職員に、他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第34条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に

関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（区域決定に関する経過措置）

2 第5条前段の規定にかかわらず、第4条前段の規定による告示の日から第5条前段の規定による告示の日までの間は、本市が所有する土地の区域を同条前段に規定する里道の区域とみなす。

（手続に関する経過措置）

3 第2条の規定により市長が路線を指定しようとする里道について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第12条第1項の規定による許可を受けようとする者によって提出された書類が同条第3項に規定する申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）に相当すると認められるときは、申請書等の提出があったものとみなす。

4 施行日前に国有財産法第18条第3項の規定による京都府知事の許可を受け、かつ、当該許可の有効期間が平成17年3月31日までである者で、前項の規定により申請書等の提出があったものとみなされるものは、施行日から第12条第1項の規定による許可又は不許可の処分を受けるまでの間、当該許可に係る行為について、同項の許可を受けたものとみなす。

別表（第15条関係）

占用物件		単位	占用料	
			甲	乙
第12条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,400	円 1,900
	電話柱(電柱であるものを除く。)及びその支柱類		2,000	1,100
	その他の柱類		150	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	11
第12条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140	60
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	110
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	220
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	560
	外径が1メートル以上のもの		2,000	1,100
	その他のものの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,100
その他の工作物、物件及び施設		別に定める。		

備考1 甲の欄は都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に存する道路の占用について、乙の欄はその他の地域に存する道路の占用について、それぞれ適用する。

2 「共架電線」とは、電柱又は電話柱に設置される電線で、当該電柱又は電話柱を設置する者以外の者が設置するものをいう。

(建設局管理部監理検査課)